

令和元年度 第3回福島市環境審議会

日 時 令和2年2月14日（金）
午後2時00分～

場 所 福島市役所7階 701会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諮問

福島市環境基本計画及び福島市脱炭素社会実現実行計画の策定について

4. 議事

(1) 福島市環境基本計画(素案)について

(2) 福島市脱炭素社会実現実行計画（素案）について

(3) その他

5. 閉 会

〈資料一覧〉

資料1 福島市環境基本計画（素案）概要版

資料2 福島市環境基本計画（素案）

資料3 福島市脱炭素社会実現実行計画（素案）概要版

資料4 福島市脱炭素社会実現実行計画（素案）

資料5 計画策定のスケジュール（予定）

参考資料 福島市環境基本計画・（仮称）福島市脱炭素化実現実行計画の策定に関する市民・事業者アンケート調査結果について

福島市環境審議会委員名簿

(任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)

No.	氏名	役職等	当初就任年月日
1	あべ あきら 阿部 章	福島市衛生団体連合会 会長	平 30. 5. 30
2	いしたか くみこ 石高 久美子	福島市消費者団体懇談会 会長	平 28. 5. 30
3	いとう すずむ 伊藤 進	環境省東北地方環境事務所 環境対策課長	平 31. 4. 1
4	かかむ たけやす 各務 竹康	公立大学法人福島県立医科大学 医学部 准教授	平 31. 4. 1
5	くぼ おさむ 久保 理	福島県県北地方振興局 県民環境部環境課長	平 29. 4. 1
6	ごとう しのが 後藤 忍	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 准教授	平 27. 4. 1
7	さかもと まり 坂本 真理	福島市立佐原小学校 校長	平 31. 4. 1
8	しが ゆうえつ 志賀 裕悦	日本野鳥の会ふくしま 代表	平 27. 4. 1
9	なかた としひこ 中田 俊彦	国立大学法人東北大学大学院 工学研究科 教授	平 27. 4. 1
10	なかの たかし 中野 孝	国土交通省福島河川国道事務所 河川管理課長	平 31. 4. 1
11	わたなべ ひろこ 渡邊 浩子	J Aふくしま未来女性部 福島地区本部 部長	平 31. 4. 1

(五十音順、敬称略)

市職員出席者名簿

No.	氏 名	所属・職名
1	清野 一浩	環境部長
2	堀江 清一	環境部次長
3	加藤 直樹	環境部 環境課長兼放射線モニタリングセンター所長
4	市川 広範	環境部 環境課長補佐兼環境衛生係長
5	半澤 健一	環境部 環境課 環境保全係長
6	中村 誠彌	環境部 環境課 環境保全係 副技査
7	佐藤 邦彦	環境部 環境課 環境企画係長
8	野木 学	環境部 環境課 環境企画係 主査
9	小室 和也	環境部 環境課 環境企画係 副主査
10	東野 一成	環境部 環境課 再生可能エネルギー推進係長
11	高橋 克典	環境部 環境課 再生可能エネルギー推進係 主査
12	鈴木 政弘	環境部 環境課 放射線モニタリングセンター主任

○福島市環境審議会条例

平成八年六月二十八日
条例第十六号

(設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、福島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 福島市環境基本条例(平成十年条例第二十五号)第八条の規定に基づく福島市環境基本計画に関すること。
- 二 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 三 環境の保全及び創造に関する重要事項
- 四 その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 関係行政機関の職員
 - 三 その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に福島市公害防止対策条例(昭和四十七年条例第二十五号)の規定により委嘱されている福島市公害対策審議会の委員は、この条例により委嘱された委員とみなし、当該審議会の委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和三十一年条例第二十三号)の一部を改正(略)

(福島市公害防止対策条例の一部改正)

4 福島市公害防止対策条例の一部改正(略)

附 則(平成一〇年条例第二五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

福島市環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号）第1条の規定に基づき設置した福島市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、原則公開とする。ただし、会長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、非公開とすることができる。

- (1) 審議会において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
- (2) 審議会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) その他、会長が必要と認める場合

2 審議会における撮影等は冒頭のみ可とし、会議中の撮影等は禁止とする。

(傍聴人)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

- 2 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 傍聴人が審議会の進行を妨げる行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の資料)

第4条 審議会の資料は原則として公開する。ただし、会長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、審議会の議事概要を作成し、委員の了承を得て、公表する。

(環境への配慮)

第6条 会議にあたっては、資料として配布する紙の枚数を必要最低限とするなど、環境への負荷を削減するよう努める。

- 2 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。